

令和7年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和7年第1回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 2月6日（木）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	5
◎会期の決定	5
◎報告第1号 専決処分の報告について（専決第19号 損害賠償の額の決定 及び和解について、専決第20号 工事請負契約の一部変更につ いて（田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事））の 上程、説明、質疑	5
◎議案第1号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例の上程、説明、質疑、討論、採決	8
◎議案第2号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会 津高原星の郷ホテル）の上程、説明、質疑、討論、採決	10
◎議案第3号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会 津田島ふれあいステーションプラザ）の上程、説明、質疑、討 論、採決	12
◎議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島ふれ あいステーションプラザ）の上程、説明、質疑、討論、採決	14
◎議案第5号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第6号）の上程、説明、 質疑、討論、採決	16
◎議案第6号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）の上程、	

説明、質疑、討論、採決.....	2 2
◎町長の発言.....	2 4
◎閉会の宣告.....	2 4
◎署名議員.....	2 5

令和7年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程（第1号）

令和7年2月6日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について

専決第19号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第20号 工事請負契約の一部変更について（田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事）

日程第 4 議案第 1号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会津高原星の郷ホテル）

日程第 6 議案第 3号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ）

日程第 7 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ）

日程第 8 議案第 5号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第6号）

日程第 9 議案第 6号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
6番	渡部裕太	議員	7番	森秀一	議員
8番	川島進	議員	9番	湯田芳博	議員

10番 室井英雄 議員
12番 楠正次 議員
14番 高野精一 議員
16番 山内政 議員

11番 丸山陽子 議員
13番 湯田哲 議員
15番 渡部訓正 議員

欠席議員（1名）

5番 古川晃 議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘昭	農林課長
星貴夫	農業委員会 事務局長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星博文 事務局長 阿久津文稔 議事係長

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、5番、古川晃君です。

只今から令和7年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔「議長、動議」と言う者あり〕

○山内 政議長 高野議員、何の動議ですか。

○14番 高野精一議員 議題には載っておりませんでしたが、管理者にお伺いしたいと思いますが、この間、新聞報道で伊南地区における医師の設置が決まりました。

これは、知られている議員は文教だけかと思いますが、今度、3月の当初予算においてその予算も入っているのかどうか、また、何で議員に対して公表しなかったのかお伺いしたいと思います。

○山内 政議長 ただいまの動議につきまして、暫時休議をしたいと思います。議会運営委員会で検討をさせてください。

暫時休議をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前１０時１１分

○山内 政議長 それでは、議会を再開いたします。

先ほど、14番、高野精一君より動議が出されました。

14番、高野精一君の動議に賛成する方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山内 政議長 分かりました。

動議を成立することといたします。

ここで、議会運営委員会を開きますので、暫時休議をいたします。

休憩 午前１０時１２分

再開 午前１０時５０分

○山内 政議長 議会を再開いたします。

ここで、14番、高野精一君から発言したい旨の申出がありました。これを許可したいと思います。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 先ほど緊急動議を出しましたが、議運を開いていただきまして、この後、説明をしていただけたという話になりましたので、先ほどの動議を下ろさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 ただいま、14番、高野精一君より動議の撤回の申出がありました。

お尋ねをします。

動議に賛成された方も異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認め、動議を撤回いたします。

本日の会議に戻ります。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、渡部裕太君、14番、高野精一君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○山内 政議長 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、専決第19号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第20号 工事請負契約の一部変更について（田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、こんにちは。

令和7年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところ、また降雪の悪天候の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第19号 損害賠償の額の決定及び和解についてをご説明申し上げます。

本件は、昨年10月9日午前9時30分頃、町職員が金山町で行われる研修会に町有車で向かう途中、金山町地内の道路工事用信号で停車した際、相手方車両に追突され、車両後部が破損したもので、過失割合を相手方100%として、相手方が賠償金24万1,386円を支払うことで示談が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第20号 工事請負契約の一部変更について（田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事）をご説明申し上げます。

本件は、田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事において、鉄筋コンクリートの下地に塗装が施された外壁の一部でクラック補修及び再塗装が不要と判断される箇所が見つかり、関係する工種を減工いたしました。一方で、仮設足場設置後の点検で新たに外壁材の張り替えを必要とする箇所が確認されたため、これらを精査し、請負金額を49万5,000円増額し、1億4,129万5,000円に変更するものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 専決20号について質問いたします。

工事請負契約の一部変更で、田島小学校の屋内運動場の改修事業であります。これが約49万5,000円という金額が最終的な変更の契約かなと思われませんが、さきに12月の補正の中で、これも総体の価格請負ということで前回は説明を受けておりますが、したがって、電気と機械と一緒にだということでの補正で1,000万円ほど減額補正をしているんですが、それらの経過で今回このようになった建築主体工事の金額についての経過を説明願いたいというふうに思います。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

まず、2つに分けてお話をさせていただきたいと思います。

まず、予算についてと、そして支出、執行の内容についてというところになりますけれども、まず、予算についてでございますが、去る12月の議会におきまして予算減額、今ほどありましたように1,007万7,000円の減額をさせていただきました。

こちらにつきましては、当初予算を策定する段階では、新しい年度に入ると、もしかすると資材の高騰が予想されるかもしれないというところで、予算策定で少し余裕を持って予算を策定していたというのが1つでありまして、しかし、実際のところ、それほど単価等が変わらず、工事完了までに変更契約が生じることもあったんですけれども、300万円ほど残して、最終的に1,007万7,000円を減額したものであります。

そして、今回の支出の状況についてでございますけれども、建築主体工事、今回の請負契約の増額変更につきましては、建築主体工事の変更であります。当初1億4,080万円で契約をしておりましたところ、先ほど町長の説明でもありましたように、仮設足場を設置した後の点検で新たに外壁材のほうで張り替えが必要なところが確認されまして、その関係で49万5,000円追加で必要になったというところであります。

なお、この改修工事につきましては、去る1月17日に竣工しております。そして、予算的な話になりますけれども、予算残額が316万8,000円ほど出る予定でありますけれども、こちらにつきましては、3月の定例会のほうで減額の補正をしたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それで、12月補正で約1,000万なんですが、それは総体的な金額ということになりますが、電気機械関係の設備についてのこれらの契約とか、それらについては変更がないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

まず、それでは機械設備のほうでございますが、当初予算844万8,000円で契約を結んでおりました。変更契約、額が大変少ないんですが、3万3,000円ほど追加で変更契約をさせていただいて、最終的には848万1,000円で完了しております。

続きまして、電気設備工事でありますけれども、当初の契約金額が1,883万2,000円でありま

して、77万円ほど減額になっております。そして、最終的には1,806万2,000円で工事を完了しております。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分 of 報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第1号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第1号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年11月1日より改正後の児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令が施行されたことに伴い、規定の引用箇所の整理等、所要の改正を行うものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 条例改正等の説明、今いただきましたけれども、ひとり親とかいうことで父子、母子家庭の場合は世帯収入の低い家庭が一般的には多いというふうに言われておりますが、この改正の中で2ページの(2)にある分、ここがなくなったということは、学校等に在籍している、そういう方でなくても、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までにある年齢の者にはこの改正内容が助成されるという内容と理解してよろしいんですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者というのは、あくまで定義づけを整理したということで、まず一旦そこは整理させていただきたいと思っております。

それ以降の条例説明の3ページで各項の整理もさせていただいておりますけども、こちらにつきましては、基本、児童扶養手当等の法に基づいて、今回、整理をさせていただいたという内容になってございます。

その中で、若干、所得制限緩和が盛り込まれてございます。その所得制限の緩和というのが今回、実際、条例改正の中には出てこないんですが、簡単に説明いたしますと、所得制限限度額が引上げとなつてございます。簡単に説明させていただきますと、おおむね16万から20万円程度の所得の上限額が引き上がったことによって、本町におきましては、数名の方々が制限緩和によりまして対象となるというような条例改正でございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この医療費なんですけど、そもそも18歳までは我が南会津町は無料化になっているというふうに思うんですけど、この無料化に該当しない、これは国保であったり、いろんな保険に加入している方たちはその制度が利用できると思うんですけど、その無償化の対象にならない人にはこの制度が適用されるというふうに考えてよいのでしょうか。その部分、ちょっともう少し説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちらのそもそも「ひとり親家庭医療費助成事業」につきましては、同一受診月の1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に対象となる制度でございます。参考までに申し上げますと、現在、約1月末現在で80名の方々がこの対象となつてございます。

以上です。

○12番 楠 正次議員 わかりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

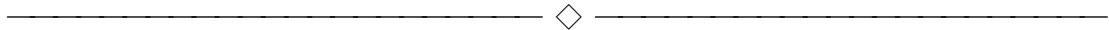
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会津高原星の郷ホテル）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会津高原星の郷ホテル）についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので、公の施設である南会津町会津高原星の郷ホテルについて、現在の指定管理者である株式会社みなみあいづからの事業撤退の申入れを受け、令和8年3月31日までの指定管理期間を本年6月30日に変更するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今回の議案なんですが、期間の変更ということで今年の6月30日まで

ということで、指定管理者、その後の指定の議案というのが今回出ていないわけなんです、期間のほうはもう6月30日までというふうに今回議案に上がっている中で質問させていただきます。

次の指定管理者が確定とまではいかずとも、ある程度見込みが立ったというような認識でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

12月の全員協議会でご説明させていただきましたけれども、その後、12月16日から1月9日までの間に公募の周知を行いまして、1月10日に公募説明会を開催いたしました。この説明会については、4社ほど参加していただきました。

1月31日が申請書の受付期限でございましたけれども、そのうち2社から申請がございまして、昨日2月5日に指定管理者候補者の選定委員会を開催させていただきまして、そこで選定をさせていただいたところでございます。

なお、現在決裁中でございます。

議案につきましては、3月定例会のほうに上程する予定になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいまの6番議員とも関係しますけれども、今、選定されているというところで検討されているということでしたけれども、今後の選定に当たっての考え方について詳しくちょっとお伺いしたいんですが、外部評価では「経営、運営をプロの民間業者に任せてみることを前提に維持」というのが外部評価にありました。

そういう中で、今後の選定の考え方について、町としてどのように考えてこの選定基準を決めていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えさせていただきます。

今回、2社、応募ございましたけれども、2社とも旅館、ホテル経営をされていると、関連会社でございますけれども、そういった会社でございました。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 そうしますと、関連事業をされているということですので、少しは業務に精通しているという考え方から来ているのかなというふうに思います。そこはぜひ今後継続できる方を選んでいただいてやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、もう一点なんですけれども、今後、ここで働いている従業員の方の待遇についてはどのようになるのか教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

昨日の審査会におきましても、今後の従業員の採用等については、できるだけ地元採用で引き続き採用させていただきたいということで、待遇等についてもお話がございましたけれども、こちらの審査会においても、現待遇をできるだけ下げないようにお願いしますということで意見をつけさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第 6、議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ）についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもので、公の施設である南会津町会津田島ふれあいステーションプラザについて、現在の指定管理者である株式会社みなみあいづからの事業撤退の申入れを受け、令和 8 年 3 月 31 日までの指定管理期間を本年 3 月 31 日に変更するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第７、議案第４号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第４号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ）についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるもので、公の施設である南会津町会津田島ふれあいステーションプラザについて、施設の設置目的である鉄道利用者の利便に資するという面を考慮し、新たな指定管理者として、非公募により会津鉄道株式会社を指定するものであります。

指定期間は、本年４月１日から令和12年３月31日までの５年間とするものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、渡部裕太君。

○６番 渡部裕太議員 ステーションプラザにつきまして、昨年12月定例会の所管の事務調査の中で、２階の部分にはＮＰＯ法人はいつが入るといような説明をいただきましたが、今回、指定管理は会津鉄道株式会社が受けるということで、２階に入る団体とのこの会津鉄道との関係性というのはどのような形になるのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

この件に関しましては、12月議会の全員協議会でも説明させていただきました。２階のレストランの運営は会津鉄道株式会社がＮＰＯ法人はいつに依頼という説明をしておりましたが、委託という形で今のところ協議を進めているところです。

○山内 政議長 ６番、渡部裕太君。

○６番 渡部裕太議員 委託という形なんです、例えば賃貸借契約を結ぶとか、そのあたり契約的なものはどの程度のことを想定されているのか、分かる範囲でお教えいただければと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

会津鉄道側からNPO法人はいつとに委託をする契約をまず交わしまして、その中身としましては、レストランも含めコンベンションホールの受付業務ですとか、そういったのも一部委託を考えているところです。

さらに、1階のほうでは今、観光案内を株式会社みなみあいづがやっているところですが、それに関しても会津鉄道も一緒に、NPO法人はいつとも一緒に観光案内の業務をやっていたくような内容、仕様書を今、協議中でございます。

○6番　渡部裕太議員　了解しました。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番　芳賀正義議員　先ほどの説明の中で、非公募というようなことで会津鉄道が選定されたようではありますが、会津鉄道としての指定管理者の選定の中で、鉄道の実績、また将来性、その辺についてはどうか伺いたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

ステーションプラザが設置、整備されて以来、ステーションプラザの施設内には会津鉄道の会津田島駅の駅舎が併設されております。そういった中からも、今回、利便性ですとか緊急性もございましたので、会津鉄道株式会社が指定管理が適任であるということで、特に公募は考えずに、非公募、随契で対応を考えたところでございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

会津鉄道としても意思決定をしなければなりません。これについては、11月25日に取締役会が会津鉄道主催でありまして、その中の事業計画という形で関係する方々への説明が行われております。

その中で、やっぱり鉄道側としては、この指定管理の受託を1つの契機と、チャンスと捉えて、駅舎を含めた全体的な活用を図っていききたい。つまり、そこから我々としては中心市街地のほうに流れてくるような、そういう拠点となるような運営も含めてお願いをしたいというようなことを私も取締役会の中で発言した記憶がございます。

○2番　芳賀正義議員　了解しました。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

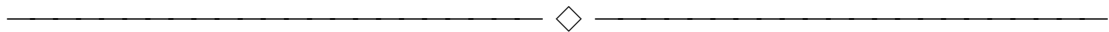
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第5号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第5号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億8,613万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億199万7,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第11款地方交付税は、令和6年度国税収入の増額補正に伴い、地方交付税法定率分も増額となったことを踏まえ、令和6年度普通交付税の再算定により追加交付された1億4,485万2,000円を追加計上するものであります。

第15款国庫支出金であります、2億119万7,000円の追加計上で、国の経済対策として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び土地区画整理事業の費用として交付される社会資本整備総合交付金の追加であります。

第16款県支出金であります、福島県から経済対策として交付される物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業補助金など728万6,000円の計上であります。

第22款町債は、農地中間管理機構関連農地整備事業等の財源として合併特例債3,280万円の計上であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、再算定された普通交付税のうち、令和7年度及び令和8年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債の償還額分として先に交付された4,405万4,000円を減債基金へ積み立てるほか、会津鉄道株式会社の安定的な事業継続のため、同社に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、沿線自治体と協調し、軽油高騰に伴う経費相当分を支援するため、87万円を計上するものであります。

第3款民生費であります、国のデフレ脱却のための総合経済対策として、令和6年6月から納税者及び配偶者を含む扶養親族1人につき4万円の定額減税が行われております。その際、令和6年分推計所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額を基に算定し、定額減税しきれない方に当初調整給付金を支給しましたが、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定した後、本来給付すべき所要額と当初調整給付額とで差異が生じた方を対象に、令和7年度に追加で不足分の給付金を支給するための定額減税不足額給付金給付事業が行われるため、定額減税不足額給付金として5,288万円を計上いたしました。

また、価格高騰緊急支援給付金として7,700万円を計上いたしました、その内訳は、国の低所得者支援対策として、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に対し価格高騰緊急支援給付金給付事業を実施するもので、1世帯当たり3万円を2,100世帯、当該支給対象者の世帯員である18歳以下の子供1人当たり2万円給付を70人分、合計6,440万円を全額国費負担で見込んで計上するほか、県事業分の県低所得世帯支援事業として、同じく令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に対し1世帯当たり6,000円を上乗せするための費用1,260万円を計上するもので、その費用の2分の1を県補助金として充当し、民生費全体で1億3,626万4,000円を計上するものであります。

なお、定額減税不足額給付金給付事業につきましては、附属資料を別途配付しておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

第6款農林水産業費は、新規就農者育成総合対策事業について、新たに交付対象となった1名分の経営開始資金の追加及び県営農地整備事業において荒海地区、鵜巢地区の事業費が追加されることから、県営事業費負担金として、事業費の10分の1の追加と合わせて、農林水産業費全体で3,315万円を追加計上するものであります。

第7款商工費であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として物価高騰の影響を受ける家計への負担を軽減するとともに、町内での消費を喚起するため、全町民を対象に1人当たり5,000円の商品券を給付する生活応援商品券給付事業の費用として7,032万円を新たに計上するものであります。

第8款土木費であります。国の補正予算により内示を受けた社会資本整備総合交付金を財源として、都市計画道路築造工事請負費500万円を追加計上するものであります。

第14款予備費は、歳出との関連で9,647万7,000円の増額であります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一般補正の2ページ、歳入歳出の関連でご質問いたします。

今ほどの提案理由の説明の中にありましたが、いわゆる地方交付税交付金について、これが仮算定というお話がありましたんですが、この交付金、いわゆる交付税交付金から予備費のほうに回った額といいますか、分かれば教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

予備費につきましては、一般補正9ページをご覧くださいと思いますが、9ページ、ここに9,647万7,000円、こちらのほうを予備費のほうに補正させていただいたところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が理解する限り、いわゆる臨時議会というものは補正を中心に開会、開かれるものだと思っておるんですけど、しかも、その補正を組むという場合には、該当する事業、あるいは町民の生活が緊急に変化をしてきている、そういうことに対応するための補正

予算、こういうふうに理解をしておりますが、町のほうでは今、南会津町が抱える、これまでの通常の生活と違う緊急性があると、こういうふうに捉えている事項がありましたらお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今回、国の制度に基づく事業が多いわけですが、今回、国から町に入ってくる交付金で自由度の高い交付金があります。この中で、やはり物価高騰が町民生活に相当影響を及ぼしているという視点から、1人当たり5,000円を消費喚起の意味で交付をして、それが商業関係の経済に循環するような、そういう取組もすべきだろうということで、町の判断で、執行部の判断でそのような予算をつけて今回特出ししてお出したものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これまで積み上がった予備費というのは2億2,900万、それに対して9,600万というのは、現在ある予備費に対して42%ぐらいの割合になるんですね。

予備費に回すということは、今後、残された月の中で予備費として保留をして使う、あるいは使わなきゃならない、そういう想定があるのかどうなのかお聞きします。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

予備費を何かに投入してということで、今現在、具体的なものはございません。例えば施設の修繕で急に必要になった部分を予備費から充当したりということで考えておりますが、今時点で何かという具体的なものはございません。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えて答弁をさせていただければ、これだけ雪が相当降っておりますので、そういう除雪経費、そういったものがこの予備費の中からの場合によっては使い道という形で出てくる可能性はあるかと、このように思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いつも私、申し上げていますが、物価高騰という言葉は非常に総括的で、ある意味で誰もが納得しやすい言葉を使う、あるいは出回る。じゃ、具体的に物価高騰で我が町の住民は、一番生活苦を感じているものは何なのか、ここのところのいろいろな意見が出てきていると思いますけど、町のほうではどういうふうに捉えていますか。どの分野、どう

ということが住民生活に負担を強い、生活の苦渋を感じているかというのを分かる範囲でお答えください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

商工観光課のほうで今回5,000円の商品券を給付するという部分の中で、全町民を対象としているわけですが、その町民の方も、ある意味事業所に働いている方、そして事業所を経営されている方もいらっしゃいます。そういう部分では、商工観光課としては、4月、あと10月に町内の事業所を訪問しております。そういった中でも、事業所の経営状況ですとか雇用の状況をヒアリングさせていただいておりますが、全体的にいいですと、やはり今、物価高騰の中とはいえますけれども、価格転嫁がなかなかできていないのが現状です。やはり全国的には価格転嫁が必要だということではいわれていますが、やっぱり地方においては、末端の小さな事業所が多く存在しておりますので、そういった中で価格転嫁がなかなかうまくいかない、我慢してしまっている、従業員の確保、従業員にも給与を払わなきゃいけないという部分での課題等もあるかと思います。

実際に住民生活に関しての調査は、具体的には行ってはおりません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からも加えて答弁をさせていただきます。

やはり住民の方が生活する上で、食料品、それが一番大きな影響を受けているというふうに思います。食料品全般が値上がりしているというようなこと、さらには燃料価格等も、生活に欠かせない部分が影響を受けているというようなことから、今回については、1人当たり5,000円の給付というような形での予算の組立てをしたところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 冒頭、いわゆる国の政策にのっとった財源の使い方ということですが、町長は住んでよかったと思えるまちづくりを目指しているわけです。そういうことになると、国の制度上実施する、施行する内容だけではなくて、この町独特の、この町特有の課題にしっかりと向き合った政策的な財源をつけるということが私は求められていると思うんです。

そこで伺いますが、今、燃料の話もありましたが、9,000万という予備費、しかし予備費が全然減っているわけではない。そういう中で、除雪の話もありましたが、今、2月に入って、これからどういう降雪になるか分かりません。それは分かりませんが、そういうことを含めて、今、住民が燃料を含め、通勤、あるいは事業実施上の経費負担、これがどのくらい負担になっ

ているか、現場のほうで、例えば建設業でどういう声が上がっているか、聞こえた範囲でお聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

具体的にといいますか、ある、あるといいますか、物価高騰、燃料高騰によりまして経営危機になってしまうという部分では、町へ福島県トラック協会の会津支部のほうから要望が出ております。そういう部分で、今ほどありました燃料の高騰ですとか、物価高騰によるタイヤの高騰、そういう部分での支援は何かできないかということで要望書は頂いておりますが、これに関しましては、県のほうでもそういった制度、トラック 1 台当たりに対しての制度も年明けから実施しております。

町としても、そういう部分を並行しながら、並行といいますか注視しながら、町として独自にできるまた支援があるのであれば、そこはきちんと検討すべきものと認識をしております。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

建設関係の物価高騰につきましては、業界のほうから伺っている話につきますと、やはり資材関係の高騰と燃料関係、こちらのが大変上がっているというふうにお伺いはしております。

ただ、我々一般的な設計の中には、その都度その都度、適宜の時間の中で年に何回かの改訂がございまして、設計の中でこちらの単価につきましては、そちらのほうに反映をさせていただいているというような状況でございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 これも以前、私、申し上げましたけど、つまり、各課それぞれの分掌事務がありまして、各課がそれぞれの対象となる相手方に対して対応する、これは部分最適としてなくてはならない方法ではあります。

しかし、こういうふうに物価高騰が先の見通しが見通せないくらい続いているわけです。しかも多品目にわたってきている。こういうときに、私は執行部の中に物価対応対策のいわゆるプロジェクトチーム等が設立されていいと思うんですが、そういう考えがあるかどうかお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回、補正予算を組む中では、関係課を含めて協議して中身を詰めてきたところでございます。

議員が言われたように、今後の対応としての1つの検討組織としてのプロジェクトチームの必要性というものは感じておりますが、現時点でいつ頃までにというような具体的な予定は持っておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この補正予算書を見る限り、特に欠落しているというところは見えないんですが、これほど予備費があるなら、今この時期に予備費を使って、この地域に住む住民の暮らし、住民の生活、行動、これに寄り添うという予算書を私は組むべきだと、これが本来の補正予算であり、臨時議会の開催につながるものだと、こう思います。

これ以上のことは3月議会の一般質問で尋ねたいと思いますので、これで終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第6号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第6号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

資本的収入及び支出の補正については、収入の部で5,100万円を追加し、予定額を2億3,035万7,000円とし、支出の部で同じく5,100万円を追加し、予定額を4億891万1,000円とするものであります。

その主な内容であります。収入の部では、事業実施に係る企業債及び国庫補助金の追加、支出の部では、防災・安全交付金事業として針生地区と静川地区を接続する連絡配水管布設工事のほか、荒海地区取水施設動力制御盤設置工事の追加補正となります。

以上、水道事業会計補正予算のご説明を申し上げました。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

◇

◎町長の発言

○山内 政議長 ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

○渡部正義町長 令和7年第1回臨時会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度は年末から積雪に恵まれ、各スキー場において順調にオープンを迎えることができました。

一方、町民生活では、1月29日、2月5日と立て続けに大雪警報が発令されました。現在の積雪状況ですが、本日午前8時現在、気象台発表の積雪深が田島観測所で75センチ、南郷観測所で185センチとなり、南郷観測所で町の豪雪対策本部の設置基準である180センチを超えました。

今後の積雪状況によっては、高齢者除雪支援事業や除雪費関連予算の不足が想定されます。町民生活への影響を極力抑えるため、議会を招集する時間的な余裕がない場合には、町長の専決処分が必要となることも想定されますので、事前に議員の皆さんのご理解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 ただいまの町長からの説明のとおり、ご了承願います。

◇

◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で会議を閉じます。

令和7年第1回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 渡 部 裕 太

署 名 議 員 高 野 精 一